

「新型コロナウイルス感染症対策のために小学校、中学校、高等学校等において臨時休業を行う場合の学習の保障等について(通知)」に係る学習保障等についての解説

令和2年4月10日付け2文科初第87号通知

新型コロナウイルス感染症対策のための臨時休業等に伴い学校に登校できない児童生徒の学習指導について(通知)

※設置者及び学校等が主体となって**児童生徒の学習を支援するための可能な限りの措置を講じる**ことが不可欠

⇒**指導計画等を踏まえながら家庭学習を課し、学校における学習評価に反映できる。**



(一般論として)

- ① ワークブックやプリント、ノートへの記述等 ⇒ 家庭学習の直接の成果物を求める方法により把握できる情報と
- ② 登校日や家庭訪問等 ⇒ 児童生徒と直接やり取りをする方法により把握できる情報とを適切に組み合わせた指導計画を立案し、その下での学習評価の方法を検討することが重要

上記通知や取組状況調査等の結果を踏まえ、**臨時休業中であっても最低限取り組むべき事項等**についてまとめられたものが本通知となります。臨時休業を行う場合に、義務教育の重要性の観点から取り組むべき事項について以下に要点をまとめます。



【QRコード】
2文科初第154号通知

ア. 学校が課す家庭学習の充実

規則正しい生活習慣を身に付け学習を継続するとともに、学校の再開後も見据え、学校と児童生徒との関係を継続することができるよう

各教科等において、主たる教材である教科書及びそれと併用できる教材等に基づく家庭学習を課すこと

※「学習計画表」なども参考に計画性をもった家庭学習を課すなどの工夫を講じること、ICTや電話等を活用した学習指導や学習相談を可能な限り行うこと。その際には、文部科学省ホームページ「子どもの学び応援サイト」も適宜活用すること。

イ. 児童生徒の学習状況の随時把握

家庭学習を適切に課した上で、教師が児童生徒の学習状況を随時把握し、指導に生かしていくことが重要

教師が定期的に個々の児童生徒との間で電子メール等のICTや電話、郵便等を活用した学習状況の把握を行う。

ウ. ICTの最大限の活用

児童生徒に家庭学習を課す際や学習状況の把握を行う際には、ICTを最大限活用して遠隔で対応することが極めて有効⇒家庭環境やセキュリティに留意しながら、まずは家庭のパソコンやタブレット、スマートフォン等の活用、学校の端末の持ち帰りなど、ICT環境の積極的な活用に向け、あらゆる工夫をすること。

※ ICTを活用した遠隔での指導等を行う際の著作物利用に係る著作権の取り扱いについては、「授業目的公衆送信補償金制度」(4月28日施行) 著作権者の許諾を得ることなく円滑な著作物利用が可能となったことに留意すること。

児童生徒の心身の状況の把握と心のケア等に関すること

学級担任等を中心として、電話等を通じ、臨時休業中に伴い自宅で過ごす児童生徒及びその保護者との連絡を密にし、休校期間中において**必ず定期的に児童生徒の心身の健康状態を把握すること(概ね2週間に1回程度)**。その際、保護者だけでなく、児童生徒本人とも直接電話等で会話するなどして、児童生徒の状況を的確に把握すること。

特に、要保護児童対策地域協議会に登録されている支援対象の児童生徒に関しては、在宅時間が大幅に増加することに伴う児童虐待のリスクも踏まえ、電話等で定期的に児童生徒の状況を把握すること(概ね1週間に1回程度)。